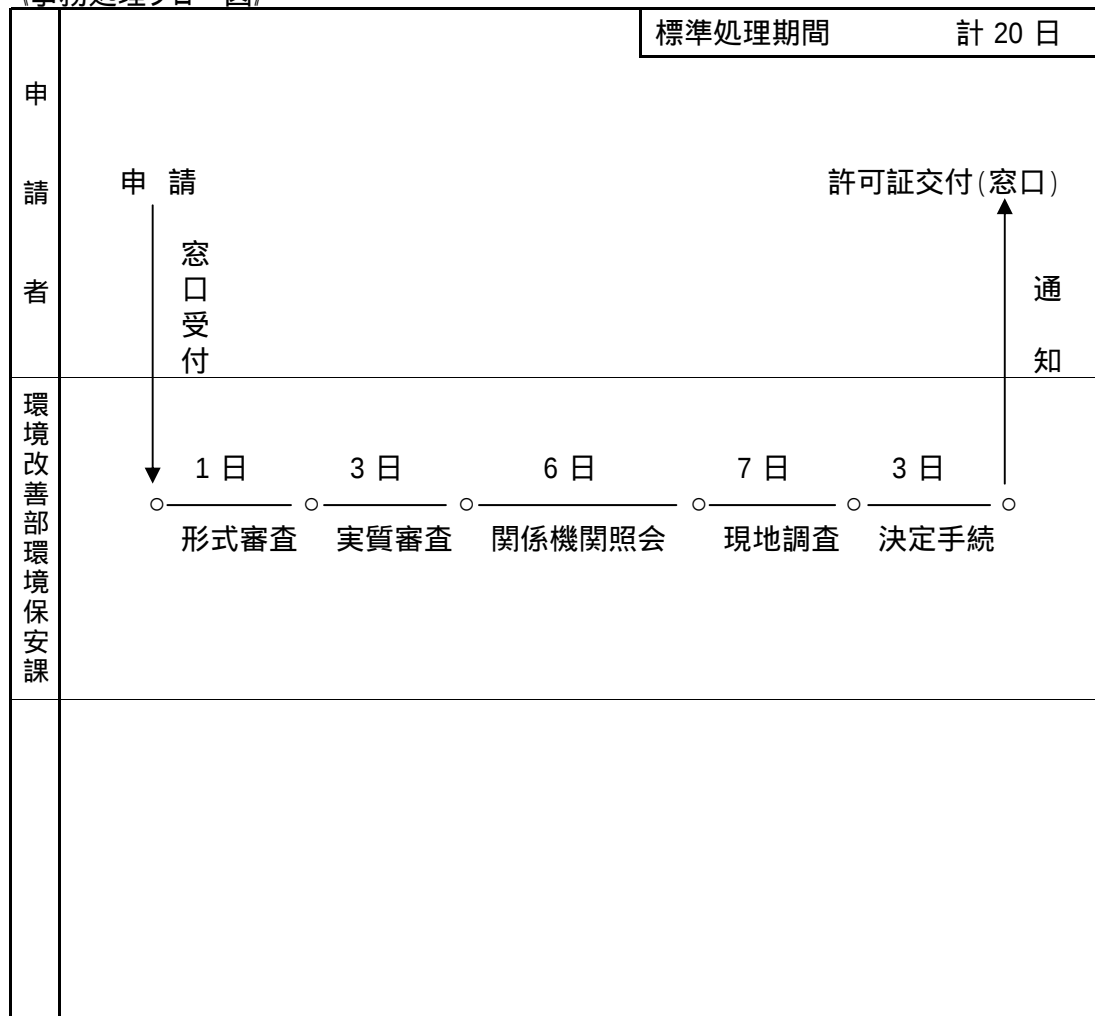


(様式 - 1)

事 務 処 理 フ

事務名 猟銃等製造(販売)事業所移転許可

《事務処理フロー図》



(平成17年8月1日更新)

口 一 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42 - 481

《事務処理フロー図の説明》

項 番	項 目	説 明
1	形 式 審 査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実 質 審 査	申請書の内容について審査基準(武器等製造法)を満たしているかどうかを審査します。
3	関 係 機 関 照 会	申請者について警視庁銃器対策課に文書で意見照会をします。
4	現 地 調 査	申請書の内容について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について調査・確認をします。
5	決 定 手 続	審査・調査結果に基づき起案し、許可の可否について決定します。また、決定後警視庁に通報します。
6	許 可 証 交 付	申請者に通知します。 (電話連絡)